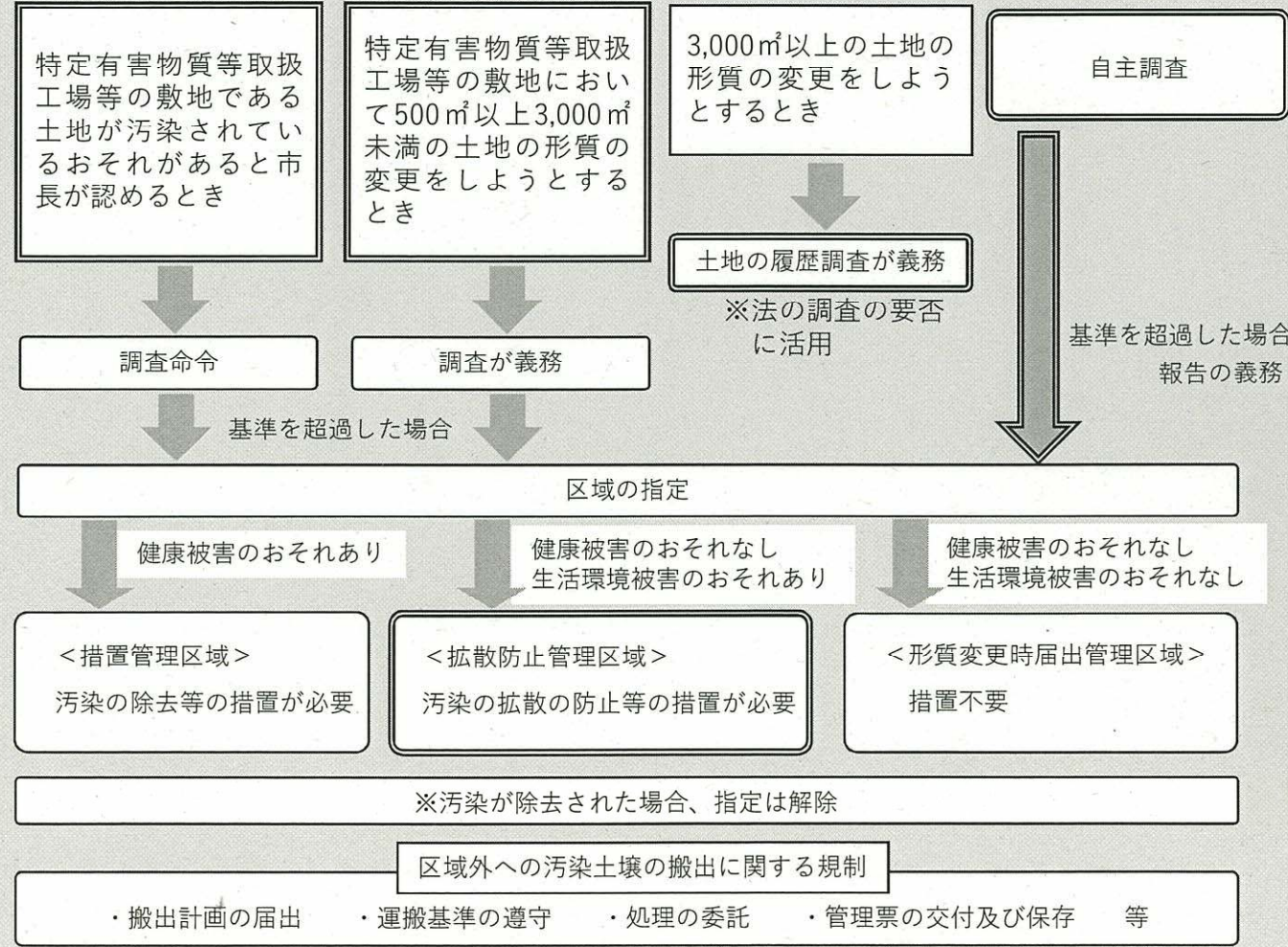


1 これまでの経緯

平成21年 4月 土壌汚染対策法の改正
 [汚染除去等の措置が不要な区域指定制度の新設等]
 ⇒環境審議会へ諮問（平成23年1月）、答申（同年9月）
 ⇒環境保全条例の改正（平成24年10月）

平成29年 5月 土壌汚染対策法の改正
 [調査対象地の拡大、汚染除去等の措置内容に関する計画提出命令の創設、健康被害のおそれがない区域の手続き緩和等]
 ⇒環境審議会へ諮問（平成31年1月）

2 条例による土壌及び地下水の汚染に関する規制の概要



※二重線による囲いは、法の規定にはない市独自の考え方による規制

3 審議事項

(1) 法改正の趣旨を踏まえた条例規制のあり方

平成29年 5月の法改正により、規制強化と緩和の両面から土壌汚染のリスク管理に関する制度が見直された。

今回の法改正の趣旨を踏まえ、条例による規制のあり方について改正の必要性を検討する。

なお、法改正に伴い必要な条例の改正は次のとおり対応済み又は対応予定である。

- ・平成30年 4月 引用条項ずれの解消
- ・平成31年 2月 法の調査対象地の拡大に伴い生じる条例の調査対象地との重複を避けるための規定の整理を含めた改正案を提出
(2月市会上程予定)

(2) 自主調査による報告に基づく区域指定制度のあり方

条例に基づく基準超過の報告は、自主調査によるものが8割を占めている。調査の目的は、売却等の土地の活用が6割、土壌の処分が2割である。

自主調査による報告に基づく区域指定は、次のような場合に土地の所有者等に対して過度な負担となっている。

- ・売却等の土地の活用が目的のため、汚染土壌をすぐに掘削除去する場合
- ・土壌の処分が目的のため、指針で定める方法以外で調査を行い汚染が判明した場合

現状を踏まえ、自主調査による報告に基づく区域指定制度のあり方について検討する。